

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月18日現在

機関番号：12613

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730071

研究課題名（和文） 団体訴権としての利益剥奪請求権に関する基礎理論的考察

研究課題名（英文） Theoretical Analysis of Consumer Organizations' Action on Skimming off the illegal profit of Traders

研究代表者

角田 美穂子（SUMIDA MIHOKO）

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10316903

研究成果の概要（和文）：

消費者の集団的利益の保護のあり方として、違法行為によって事業者が得た収益を剥奪する利益剥奪請求権を消費者団体に認めているドイツ不正競争防止法上の制度について、その実体法上の基礎理論の探究を目的としながら、より射程の広い、競争法と民法、競争秩序と一般契約法の関係という総論的検討もおこなった。その成果として、日本の消費者契約法を市場法という観点から捉えなおす可能性、「情報と交渉力の格差テーゼ」（消費者契約法1条）のなかでも「交渉力」概念が秘める可能性について検討を加えた。

研究成果の概要（英文）：

German unfair competition Act provides qualified Consumer Organizations an Action on skimming off the illegal profit. To explore the fundamental theory of this action, this project has researched the trend of ground theory about the relationship between Competition Law and general Civil or Contract Law in Germany and Europe. As a result, a possibility to capture the Japanese Consumer Contract Act as Market Law has raised.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：法学、民事法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：競争秩序、消費者契約法、ドイツ不正競争防止法、団体訴訟

1. 研究開始当初の背景

(1) 消費者の集団的利益保護を図るべく、適格消費者保護団体に差止請求権が

付与される制度が消費者契約法を皮切りに広がりを見せているが、更に、金銭的救済を実現させる制度の導入に向けた検討が進められていた。そ

の中で、クラスアクションと並んで、事業者が違法に得た利益を剥奪するという効果を、没収や課徴金によってではなく、消費者団体訴権あるいは集合的損害賠償といった民事ルールで実現させる構想にも関心が寄せられていた。

- (2) 本研究の対象は、この構想を 2004 年に実現させたドイツ不正競争防止法の「不当利益剥奪請求権」である。これは、競争法上、違法な取引方法を故意に行って多数の購買者の負担において利益を獲得した者に対し、差止請求権を有する消費者団体等の団体に当該利益を国庫に返還させる請求権を認める制度である。
- (3) 立法論的な関心から、本制度に関する調査・研究はそれなりに蓄積があったものの(内閣府国民生活局『ドイツ・フランス・アメリカ・オーストラリアにおける金銭的救済手法の動向調査』2007 年、高田昌宏「団体訴訟の機能拡大に関する覚書」『福永有利先生古希記念・企業紛争と民事手続理論』(商事法務、2005 年)35 頁以下、宗田貴行『団体訴訟の新展開』(慶應義塾大学出版会、2006 年)ほか)、民事実体法の観点からの研究はあまりなされていない状況にあった。
- (4) ドイツの立法者は同請求権につき損害賠償でも不当利得でもない新たな請求権として創設したが、学説では見解は分かれている。
- (5) わが国の学説に目を向ければ、違法・不当な利益の剥奪を不法行為損害賠償制度で実現すべきとする見解(窪田充見「不法行為法と制裁」石田喜久夫先生古稀記念『民法学の課題と展開』(成文堂、2000 年))もある一方、擬制信託ないし準事務管理、もしくは侵害利得制度に取り込むべきだとの立場(潮見佳男『不法行為法 I 第 2 版』(信山社、2009 年))もあり、見解が分かれている状況であった。

そこで、本研究は、この権利について、民事実体法の観点からの基礎理論的考察を行うことを目的とした。

2. 研究の目的

- (1) 本研究は、不当利得剥奪請求権について、ドイツ不正競争防止法について、民法理論との関係を再検討する研究を手掛かりに、民事実体法の観点からの基礎理論的考察を試みることを企図したものである。
- (2) 本研究の対象である、ドイツ不正競争防止法上の団体訴権としての利益剥奪請求権は、それ自体、わが国の消費者政策上の重要課題にとって参照する価値が高いものであるが、同請求権の実体法上の位置づけは、立法者が明らかにしなかったこともあり、ドイツの学説も混乱している。本研究は、基礎理論的考察を経ることで、これに迫ろうというものであり、その最大の特徴は研究方法にある。すなわち、同請求権をピンポイント的に調査・分析するのではなく、不当利得や不法行為、契約法という、基本的な制度と不正競争防止法との関係を解き明かしながらのアプローチを試みるものである。
- (3) ドイツ不正競争防止法は、ヨーロッパにおける競争法のモデルになることを企図して 2004 年に大改正されており、民法も 2001 年に現代法化されている。このような変革を経たドイツにおいて、民法と競争法の架橋のあり方につき、改めて学術的関心が寄せられているのは、わが国における「競争秩序」という問題意識からも注目されるべきテーマといえる。

3. 研究の方法

- (1) 本研究は、総論的研究と各論的研究とから成る。各論的研究とは、ドイツ不正競争防止法 10 条に関する研究であるが、総論的研究として、より、射程の広い理論の動向を追うこととした。これらが、基礎理論的検討を深める手掛かりとなると考えたことによる。
- (2) 総論的研究として、具体的には、ドイツにおける不正競争防止法と民法との関係、ドイツ・ヨーロッパにおける競争法と一般契約法との関係、「競争秩序」論の展開を検討・分析した。
- (3) 各論的研究としては、ドイツ不正競争防止法 10 条をめぐる学説の動向のみならず、その運用の実態、実務上の

評価、改正論議の有無等についても調査することとした。

4. 研究成果

- (1) 総論的研究の第一の成果は、競争法と一般契約法の相互作用についてのドイツ法の展開に関するものである。具体的には、ドイツ法に存在していなかった不当威圧法理を、契約締結上の過失のなかで競争法上の違法性判断基準と結びつけることで実現することが提案されていたところ、近時、労働関係の解約合意の有効性をめぐる問題領域において連邦労働裁判所が強迫の要件を再構成することで不当威圧法理に相当する法理を形成するに至っており、この判例の展開を検討・分析した。

ここには、①ドイツにおける不正競争防止法上の違法性判断と民法上の意思表示の瑕疵論が接合している点、②領域が労働者の保護に関するものであるが、競争法と消費者保護、さらには労働者保護との関係が問われている点、③領域をまたぐ際にドイツ連邦憲法裁判所の「交渉力の構造的不平等」テーゼが重要な役割を果たしたという特徴が認められた。

以上の検討の結果、わが国への示唆として次のような結論を導くことができる。まず、「情報・交渉力の格差にかんがみ」た特別民事ルールとして構想されたことを示すわが国の消費者契約法1条は、ドイツにおける連邦憲法裁判所の交渉力の構造的不平等格差テーゼに相当する意義を有するものとして、再評価すべきではないか。くわえて、従来、十分に検討されてこなかった「交渉力」概念について、意思形成過程への干渉という視点のみならず、競争法の視点も加味しながら、多角的に、検討する必要性が改めて明らかにされたといえる。

- (2) 総論的研究の第二の成果として、ヨーロッパレベルにおける競争法と契約法の関係に関する研究がある。具体的には、EU 不公正取引方法指令は、契約の有効性等の問題には立ち入らない旨の規定を置いているが、規制対象が契約締結過程そのものであることから、同指令が各国、あるいはヨーロッパ契約法において有する意義に

ついて研究が進展している。たとえば、不当条項規制についても、不公正競争規制との関係・交錯が論じられている。

これらの議論を参考にしながら、消費者契約法を市場法という観点から捉えなおす可能性を追求した。

- (3) 各論である団体訴権としての利益剥奪請求権の検討として、ドイツ不正競争防止法10条についての現地調査も実施した。現地調査では、運用レベルにおける数々の限界、問題点が明らかになった。

また、2013年10月限りで失効することになっていた投資家保護モデル訴訟手続法の改正論議についても検討を行った。

- (4) 研究代表者が2011年10月10日の日本私法学会シンポジウム「消費者契約法の10年」において報告を担当することが決まったこともあり、各論的研究よりも総論的研究を先行させ、注力することとなった。公表した研究業績も総論的研究に集中している。各論的研究についても、目下、公表にむけて準備を進めている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 角田美穂子、消費者契約法の私法体系上の独自性——10年の経験と課題、NBL、査読無、958号、2011年、20-29頁。
- ② 角田美穂子、金の先物取引における将来の金の価格の重要事項該当性——平成二二年三月三〇日最高裁第三小法廷判決(平成二〇年(受)第九〇九号損害賠償、立替金請求事件)判時二〇七五号三二頁、判タ一三二一八八頁、裁判集民事二三三三三一一頁、民商法雑誌、査読無、114巻1号、2011年、98-104頁。
- ③ 角田美穂子、書評・吉田克己編著『競争秩序と公私協働』、公正取引、査読無、728号、2011年、93頁。

[学会発表] (計1件)

- ① 角田美穂子、日本私法学会、消費者契約法の私法体系上の独自性——10年の経験と課題、統一テーマ：消費者契約法の10年、2011年10月10日、於：神戸大学

[図書] (計3件)

- ① Mihoko Sumida, Case No. 11: Civil Law – Consumer Contract Act – Case that decided whether Gold Futures Prices are “Important Matters” under the Consumer Contract Act, Supreme Court, 30 March 2010, Claims for Damages and Advance Money, in: Moritz Bälz, Marc Dernauer, Christopher Heath & Anja Petersen-Padberg (eds), BUSINESS LAW IN JAPAN – CASES AND COMMENTS: Intellectual Property, Civil, Commercial and International Private Law: Festschrift für Prof. Dr. Harald Baum, May 2012, Wolters Kluwer(823p), pp103-109.
- ② 角田美穂子、「消費者契約法1条の私法体系上の位置づけに関する覚書——ドイツ連邦労働裁判所の労働関係の合意解約をめぐる判例の展開からの示唆」、『津谷裕貴弁護士追悼論文集・消費者取引と法』(民事法研究会、2011年)所収、843頁(110-145頁)。
- ③ 角田美穂子、「EC不公正取引方法指令をめぐる問題」、中田邦博、鹿野菜穂子、馬場圭太ほか共著『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本』(日本評論社、2011年)所収、594頁(267-277頁)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

角田 美穂子 (SUMIDA MIHOKO)
一橋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：10316903